



吹田市監査委員告示第 5 号

吹田市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 5 月 7 日に請求人（略）から提出された標題の監査請求について同条第 5 項の規定により監査を執行しました。この監査結果について、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和 2 年 7 月 6 日

(2020 年)

吹田市監査委員	岡 本 善 則
吹田市監査委員	谷 義 孝
吹田市監査委員	白 石 透
吹田市監査委員	井 上 真佐美

吹田市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 5 月 7 日に提出された吹田市職員措置請求について監査した結果、平成 30 年度分の本件補助金に係る請求の一部に理由があると認められるため、同条第 5 項の規定により勧告し、その余の平成 30 年度分に係る請求については棄却し、その余の請求については却下します。

交付決定：平成 30 年 6 月 13 日
交付請求：平成 30 年 6 月 13 日
実績報告：平成 31 年 3 月 25 日
補助金支給確定起案：令和元年 5 月 8 日
交付確定：令和元年 5 月 8 日

(2) 補助金交付が以下吹田市都市計画室■■■■■、■■■■■ら責任を有する全ての職員等(以下該当職員とする)により以下の不正が行われている。

I. 申請団体■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■(以下該当団体とする)の事前適格審査で会計規則のない団体に補助金申請を不当な理由で許可している。

・公金である吹田市景観まちづくり活動補助金を交付するに当って会計規約等が確立していることが必要であるとの問いに対して公文書部分公開決定通知書(資料 No. 13)

で文書が存在しない理由として以下の回答をしている。

「I. d. 当該補助金要領は、条例第 14 条第 1 項に規程する「景観まちづくり活動団体」に向けた補助金の要領ではなく、要綱に示す第 3 条 (3) の「法人その他の団体を補助対象者とするもの」であるため。」

「法人その他の団体を補助対象者とするもの」であれば会計規則が必要でないとの判断理由は補助金を交付する団体に対して合理的理由ではない。

一般に「法人その他の団体」とは「法人は「会社」だけではありません。例えば、宗教法による宗教法人、学校法による学校法人、医療法による医療法人などは、よくみられるものですし、「法人」と名乗らない法人(例：協同組合、労働金庫、信用金庫、商工会議所など)もあります。」

と言われている。また「冒頭に自然人と法人以外には「原則として」権利義務主体性が認められないと書いたのは、いわゆる「権利能力なき社団」を念頭に置いたものです。これが「その他の団体」にあたります。その点の説明が落ちていたので、補足します。

権利能力なき社団とは、「団体としての組織をそなえ、多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているもの(最判昭和 39 年 10 月 15 日)」と判例上定義されています。」となっている。

また会計規則が存在しないのは総務省コミュニティ団体運営の手引き(資料 No. 14, 15, 16)に違反している。

該当団体に会計規則がないのを知りながら条例を間違えて引用報告して自らの不正な執務を正当化している。該当職員は地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反し虚偽の報告をしている。

従って該当団体は、吹田市景観まちづくり条例施行規則第 4 条第 2 項 (5) 会計に関する事項が規則にないため補助金対象団体ではないため平成 29 年度および平成 30 年度の補助金を取消しせよ。

II. 吹田市景観まちづくり審議会■■■■■委員が該当団体と利害関係にあるにも関わらず透明性、公平性を欠いた状態で審議をして諮問を通して。平成 29 年度および平成 30 年度の審議は無効であるため両年度の補助金を取消しせよ。

利害関係の定義文書は吹田市に存在しないので NEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)の「利害関係者の定義」を準用する。

この定義によると以下のとおりとなっている。(資料 No. 17)

《【規定抜粋】

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者

② ■■■■の関係の■■大学会計システム伝票コピー画面によると振込日が決定通知書の発行日よりあと日付になっている。(資料 No. 33 の H29-11,)

支払日 (■■大学⇒■■■■) : 平成 30 年 5 月 15 日

H29 起案文書 (資料 No. 09) の起案日 : 平成 30 年 4 月 27 日

交付額確定通知書発行日 : 平成 30 年 5 月 14 日

上記のとおり■■大学から■■■■への支払い日が H29 起案文書の起案日及び確定通知書発行日より後日付にも関わらず該当職員は H29 起案文書「平成 29 年度景観まちづくり活動補助金の支給額確定について」(資料 No. 09) において「報告内容については、申請時の予算書及び領収書等と比較したところ、適正であると認めます。」と虚偽の報告をしている。該当職員は地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反し虚偽の報告をしている。H29 交付額確定通知書 (資料 No. 11) は無効であり H29 補助金を取消しせよ。

30 年度

① ■委員発行の領収書 (資料 No. 29 の H30-01) は有印私文書偽造したものでありまたこの領収書を受領して申請をおこなった該当団体代表■■■■■ならびに審査を行った該当職員は偽造を幫助し補助金詐欺である。是等のため H30 補助金交付額確定は無効であり取消しせよ。該当領収書 (資料 No. 29) 154,440 円の明細金額は次の納品書金額である。

納品書 (資料 No. 33 の H30-02) 24,800 円

納品書 (資料 No. 33 の H30-03) 16,848 円

納品書 (資料 No. 33 の H30-04) 31,820 円

納品書 (資料 No. 33 の H30-05) 81,432 円

是等の納品書発行者は全て■■■■株式会社である。

また是等の品名は H30 活動実績報告書 (資料 No. 08) にある収支決算書の需用費の明細と一致している。

吹田市が公文書請求して提出してきた振込手数料の写し (資料 No. 36) には該当団体 H30 年代表の■■■■■が平成 30 年 8 月 31 日にりそな銀行により

■■■■株式会社に 24,840 円の振込証書である。

上記納品書 (資料 No. 33 の H30-02) 24800 円に対応するものである。

この納品書の発行日は平成 30 年 7 月 26 日である。

この振込手数料の写しは上記収支決算書にある役務費振込手数料 324 円を確認できる資料が公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) で提供されてなかったため請求したものである。吹田市は公文書部分公開決定通知 (元吹都計都第 3016-12 号) にてこの振込手数料のうっしの提供遅延理由を

「iii. ii 役務費 振込手数料については、平成 31 年 3 月 25 日付、收受番号 3033-3 号に添付されていたが、令和元年 6 月 20 日付、元吹都計都第 3016-2 号公文書部分公開決定通知書の際の添付書類から添付漏れがあったため。」としている。

また該当団体から■審査員にたいして立て替え払い分として 24,800 円支払ってその金額を受領した■審査員の領収書は存在しない。

■委員はこの 24,800 円を受け取っていないのにこれを含んだ領収金額 154,440 円と金額改ざんした領収書を発行している。これは有印書偽造罪となる。またこれを知りながら収支決算書を作成した該当団体 H30 年代表■■■■■は有印私文書偽造幫助罪に該当する。またこの領収書、該当納品書、および振込手数料うっしを受領して是等を用いて収支決算書の金額が合わないのがわかりながら執務を行った該当職員もまた有印私文書偽造罪に該当しさらに H30 起案文書「平成 30 年度景観まちづくり活動補助金の支給額確定について」(資料 No. 10) において「報告内容については、申請時の予算書及び領収書等と比較したところ、適正であると認めます。」と虚偽の報告をして該当職員は地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反している。

以上から該当団体は「吹田市景観まちづくり活動補助金交付要綱第14条(1)偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。不正な請求をしている。」に該当しているのでH30 該当補助金を取り消せよ。

H30 交付額確定結成は無効である。

② ■■■■納品書(資料No. 29のH30-05) 81,432円はH30 活動報告書(資料No. 08) 収支報告書需用費の明細で他の印刷代に比べて異常に高額である。

需用費の印刷代

<■■■通りデザインコンテストチラシ印刷代> 24,840円

⇒納品書(資料No. 33のH30-02) 24,800円

納品書(資料No. 33のH30-02)

<第号ニュース印刷代> 16,848円

⇒納品書(資料No. 33のH30-03) 16,848円

<第6号ニュース印刷代> 31,320円

⇒納品書(資料No. 33のH30-04) 31,820円

<第7号ニュース印刷代> 81,432円

⇒納品書(資料No. 33のH30-05) 81,432円

この為公文書公開請求にてこの納品書の高額理由を問うと以下の回答があった。

「Ⅲ. iii第7号ニュースはA3両面折りであり、その他のニュースとは異なることを成果物により金額の妥当性を確認したため。」

この回答は以下の理由により虚偽の回答である。

平成29年添付資料の請求明細書・納品書は以下のとおりである。

以下発行元は■■■■株式会社である。

請求明細書(資料No. 28のH29-23) 'A4両面カラーマット<110>1500枚' 40,500円

納品書(資料No. 28のH29-14) 'A3カラー両面4/4刷 四つ折り' 1300枚

27,000円

該当納品書(資料No. 28のH30-05) は

'A3コート<90>4両面カラー観音折り' 1300枚

平成29年添付資料納品書(No. H29-14) ■■■■作成の■■■■4号(H29年実績報告によると3号)の金額は27,000円で、仕様は「A3カラー 両面 4”/4” 刷 4つ折り 1300枚」となっている。該当のH30年度添付資料納品書(No. H30-05) ■■■■作成の第7号ニュースの金額は81,432円で、仕様は「A3コート<90>両面カラー刷 観音折り 1300枚」となっている。ほぼ同じ仕様なので後者の金額54,432円高額となっている。

印刷仕様を「A3、コート紙<90>、両面カラー、1500枚」で株式会社■■■■■■■■の見積りを取ると

「観音折り」の場合38,500円(資料No. 37)

「四つ折り」の場合38,500円(資料No. 38)

で同額である。

もう一社株式会社■■■■に同条件で見積りを取ると以下の通りである。

「観音折り」の場合38,440円(資料No. 39)

「四つ折り」の場合37,1136円(資料No. 40)

で上記2社はほぼ同額である。

このことから■■■■株式会社は該当納品書のねつ造をしていてこれは有印私文書偽造罪に該当する。同様にこの内容で活動報告を行った該当団体H30年代表■■■■も同罪である。該当職員は■■■■株式会社が納品書明細を偽っているのを承知しながら収支決算書の審査を行っている。有印私文書偽造幫助罪である。

H30 起案文書「平成 30 年度景観まちづくり活動補助金の支給額確定について」（資料 No. 10）において「報告内容については、申請時の予算書及び領収書等と比較したところ、適正であると認めます。」と虚偽の報告をしていて地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反している。

以上から該当団体は「吹田市景観まちづくり活動補助金交付要綱

第 14 条 (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。不正な請求をしている。」に該当しているので H30 該当補助金を取り消せよ。

(3) 公文書公開請求で明らかになった記録の不備

該当団体は吹田市景観まちづくり活動補助金交付要綱第 15 条「補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後 10 年間保管しなければならない。」で規定している帳簿（収入及び支出を明らかにした帳簿）を保管していない。この為補助金を取消しせよ。

上記の様に該当団体と■■■大学および■■■■株式会社の金銭のやりとりが不明朗なため帳簿の提供を公文書公開請求にて請求したが以下の回答であった。

「②吹田市景観まちづくり活動補助金交付要綱第 15 条に基づき、補助事業者に対し、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、補助対象事業完了後、10 年間保管しなければならない旨の説明を行っており、存在の有無を証明する記録はとっていないため。」となっている。（資料 No. 41）

該当団体が補助金取消し要件である帳簿の保管義務を怠っている確認の不作为である。該当団体を不当に擁護している。

3. 事実証明書

別紙資料目録のとおり

4. 地方自治法第 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

事実証明書

No.	標目	作成日	作成者	備考
01	29 年会議資料 (スライド)		吹田市都市計画部 都市計画室	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料 補助金交付の経緯
02	30 年会議資料 (スライド)		吹田市都市計画部 都市計画室	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料 補助金交付の経緯
03	H29 交付決定通知書	H29. 8. 5	吹田市長	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料 補助金交付の経緯

04	H30 交付決定通知書	H30. 6. 13	吹田市長	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料 補助金交付の経緯
05	H29 交付請求書	H29. 8. 17	■■■■■■■■■■ ■■■■■	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料 補助金交付の経緯
06	H30 交付請求書	H30. 6. 13	■■■■■■■■■■ ■■■■■	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料 補助金交付の経緯
07	H29 実績報告書	H30. 4. 23	■■■■■■■■■■ ■■■■■	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料 補助金交付の経緯
08	H30 実績報告書	H31. 3. 25	■■■■■■■■■■ ■■■■■	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料 補助金交付の経緯
09	H29 起案文書	H30. 5. 14	吹田市都市計画部 都市計画室 ■■■■■	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-9 号) 提供資料 補助金交付の経緯
10	H30 起案文書	R1. 5. 8	吹田市都市計画部 都市計画室 ■■■■■	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-9 号) 提供資料 補助金交付の経緯
11	H29 交付額確定通知書	H30. 5. 14	吹田市長	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料 補助金交付の経緯
12	H30 交付額確定通知書	R1. 5. 8	吹田市長	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料 補助金交付の経緯
13	公文書部分公開決定通知書	R2. 2. 3	吹田市長	該当職員の不正
14	総務省資料_コミュニティ運営の手引		総務省	総務省HPより入手 該当団体の優遇
15	コミュニティ団体運営の手引き_粹1		総務省	総務省HPより入手 該当団体の優遇
16	コミュニティ団体運営の手引き_粹2		総務省	総務省HPより入手 該当団体の優遇
17	利害関係者の定義		NEDO	NEDO HPより入手 利害関係者の優遇

18	H29 役員名簿		吹田市都市計画室	公文書公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-6 号) 提供資料 利害関係者の優遇
19	H29 審議会議事録		吹田市都市計画室	吹田市HPより入手 利害関係者の優遇
20	H30 審議会議事録		吹田市都市計画室	吹田市HPより入手 利害関係者の優遇
21	H29 諮問書及び議案書			公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料
22	H30 諮問書及び議案書			公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料
23	利益相反関係			
24	吹田市メール	H29. 12. 13	吹田市都市計画室	都市計画室よりのメール
25	吹田市レター	H29. 12. 13	吹田市都市計画室	都市計画室よりのメール
26	H29 請求手続き通知文	H29. 8. 3	吹田市都市計画室	公文書公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-10 号) 提供資料
27	H30 請求手続き通知文	H30. 6. 13	吹田市都市計画室	公文書公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-10 号) 提供資料
28	H29 領収書		吹田市都市計画室	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料
29	H30 領収書 1		吹田市都市計画室	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料
30	H30 領収書 2		吹田市都市計画室	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料
31	H30 領収書 3		吹田市都市計画室	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料
32	(修正) ■■■添付書類 1		吹田市都市計画室	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-4 号) 提供資料
33	(修正) ■■■添付書類 2		吹田市都市計画室	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-4 号) 提供資料
34	■■H29 領収書一覧		■■■■■	
35	■■H30 領収書一覧		■■■■■	
36	振込手数料の写し		吹田市都市計画室	
37	A3 観音折り ■■■■■■■■見積り		■■■■■■■■	インターネット見積り

同上

・景観コンテスト投票用紙印刷代 40,500 円

■■■■の納品書、請求明細書、大学の会計システム画面のハードコピーしかありません。大学から平成 30 年 2 月 20 日に支出されたようですが、①領収証もないし、②お金を出したのも団体ではなく大学です。

・第 3 号ニュース印刷代 27,000 円

■■■■の納品書、大学の会計システム画面のハードコピーしかありません。①領収証もないし②お金を出したのも団体ではなく大学です。

さらに、支出は平成 30 年 5 月 15 日となっており、実績報告書が提出された 2018 年（平成 30 年）4 月 23 日の時点では支出がなされていませんでした。

以上のような不備があるにもかかわらず、平成 30 年 5 月 14 日付けの起案文書では「申請時の予算書及び領収書等と比較したところ、適正であると認めます」と書かれており、補助金額が確定されています。

この時点でまだ支出されていないものもあり、また最終的には大学が支出した経費についても補助したことになり、これは公金の不正な支出といえます。

■平成 30 年度

・印刷代 合計 154,440 円

■■■通りデザインコンテストチラシ印刷代 24,840 円は、■■■■氏が■■■■に振り込んだ銀行控えが添付されています。それ以外は、■■■■に支払った証票がありません。

また、上記 24,840 円を含む 154,440 円について、■■■■教授が■■■■さんから受け取ったとして同人宛の領収証を発行しています。

少なくとも上記 24,840 円については、■■■■教授は■■■■に支払っていないのに（■■■さんが振り込んでいるため）お金を受け取ったか、■■■■に二重に支払ったこととなります。また、■■■■教授の領収書の発行日は 2019 年（令和元年）3 月 31 日で、実績報告書が出された同年 3 月 25 日時点では、上記 24,840 円を除く印刷費については支出がなされていませんでした。

さらに、第 7 号ニュース印刷代だけ 81,432 円と、他の印刷物に比して不自然に高額です。補助金は、補助対象経費の 2 分の 1 の額しか支給されませんので、10 万円の補助金を満額受給するために、経費が 20 万円を超えるように操作した疑いもあります。上記の印刷代の支出（平成 29 年度も含む）をめぐる不自然、不合理な手続の流れからすると、そのような疑いもあながち否定はできないと思います。

以上のような不備や疑問点があるにもかかわらず、令和元年 5 月 8 日付けの起案文書では、商品券を除く部分について「適正であると認めます」と書かれており、補助金額が確定されています。

また商品券（「■■■商品券」）を経費として認めないにもかかわらず 23,000 円を減額せずに補助金申請額満額の 100,000 円を補助金確定額として起案されています。

貸方勘定科目は雑収入（補助金）であると思われます。また経費として認めないとした時点で勘定科目を訂正した資料もありません。（資料 No. 42, 43, 44, 459

監査委員には、以上の点について厳正に調査していただきたいと思います。

なお本件と同様な事件の再発防止の観点から JIS Q9001 の 10.2 の手順で是正処置を取るとともに本件を機会に吹田市でも ISO9000 の認証を取る様市長への進言をお願いします。（資料 No. 46）

2. 事実証明書

別紙資料目録のとおり

事実証明書

No. 42 以降が追加されています。

No.	標 目	作成日	作成者	備考
42	H29 領収書補完資料	R1. 8. 18	■■■	
43	H30-2. pdf_■■■補助金		吹田市都市計画室	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料
44	通信 7. pdf		吹田市都市計画室	公文書部分公開決定通知書 (元吹都計都第 3016-2 号) 提供資料
45	推定帳簿	R2. 5. 25	■■■■■	
46	JISQ9001 品質マネジメント要求事項		JSA	

2 関係職員の事情聴取

所管の都市計画部都市計画室に対し資料の提出を求め、令和 2 年 6 月 2 日に関係職員から事情聴取を行いました。

聴取内容等の詳細については、第 5 1 (1) ~ (5) に記載しています。

3 関係人調査

令和 2 年 6 月 3 日付けで、本件監査請求に関する印刷物を納品したとされる■■■■株式会社（以下「本件企業」という。）に対して、当該納品に係る代金の受領等に関する調査の協力を依頼したところ、同日付けで本件企業から回答がありました。

関係人調査の内容の詳細については、第 5 1 (6) に記載しています。

4 監査委員の辞任と就任

監査執行の途中において、議員のうちから選任された委員である木村裕及び里野善徳が各々、令和 2 年 6 月 3 日、同月 4 日に辞任し、同月 5 日付けで白石透及び井上真佐美が就任し、監査を執行しました。

第4 監査の対象

1 監査対象事項

請求の要旨及び陳述書等の内容から判断して、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ (以下「本件団体」という。) に対する平成30年度景観まちづくり活動補助金の支出が、違法又は不当なものであり、市に損害を与えているかを監査対象としました。

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 期間要件について

法第242条第2項は、住民監査請求について、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。

ところで、本市景観まちづくり活動補助金は、吹田市景観まちづくり活動補助金交付要綱（平成21年9月1日告示第357号。以下「要綱」という。）の規定によると、市長は当該補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの請求に基づき補助金を交付し、補助事業者は当該補助対象事業が完了したときは、市長に活動実績報告書等を提出しなければならないとなっています。また、市長は、当該報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知することとなっており、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、補助事業者は当該超える部分に相当する額を返還しなければならないとなっています。これらの規定をみると、「補助事業者への補助金の交付決定」から「活動実績報告書等を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する行為」までを当該補助金の支出に係る一連の財務会計上の行為とみなすことができます。

請求人が違法又は不当な財務会計行為により交付されたものであるとして、補助金

の取消しを主張している平成 29 年度分の景観まちづくり活動補助金については、平成 30 年 5 月 14 日付けで本件団体に対して当該補助金の確定通知がなされており、本件監査請求があった令和 2 年 5 月 7 日においては、当該確定通知があった日から 1 年以上を経過しています。

なお、既に請求期間が徒過していることについての正当な理由については、請求書等において何ら疎明されておらず、また、特段正当な理由となる事由も見当たらないことから、請求期間を徒過していることについて、正当な理由はないものと判断しました。

(2) 期間要件についての判断

以上により、本件監査請求のうち、平成 29 年度分の景観まちづくり活動補助金に対する請求については、当該行為のあった日から 1 年を経過して行われていることから、監査の対象外としました。

第 5 監査の結果

1 事実関係

関係職員の事情聴取及び提出資料並びに関係人調査により、以下のとおり事実を確認しました。

(1) 景観まちづくり活動補助金について

ア 補助対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる者となっています。（要綱第 3 条）

(ア) 景観まちづくり活動団体

(イ) 景観重要建造物、景観重要樹木又は重点地区内の建築物等の所有者等

(ウ) 法人その他の団体（（ア）及び（イ）に掲げるものを除く。）

イ 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市、大阪府その他の公共団体又は公共的団体の補助金等の交付を受けている活動又は受ける見込みのある活動を除く、次に掲げる活動となっています。（要綱第4条）

（ア） 景観協定の締結を目的とする活動

（イ） 認可を受けた景観協定を運用する活動

（ウ） 景観重要建造物若しくは景観重要樹木の修繕又は重点地区内の建築物等の修景

（エ） その他市長が公募により選考した景観まちづくりに係る活動

ウ 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、市長が適当と認めるものとなっています。（要綱第5条）

エ 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の総額から補助対象事業に係る収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、市長が定める額となっています。（要綱第6条）

オ 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないとなっています。

（要綱第7条）

- (ア) 事業計画書
- (イ) 収支予算書
- (ウ) その他市長が必要と認める書類

カ 交付の決定

市長は、交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、当該申請者に補助金の交付決定を通知するものとなっています。また、市長は、前述のア（イ）及び（ウ）に掲げる者が行う前述のイ（ウ）及び（エ）に掲げる活動について補助金の交付決定をするときは、あらかじめ、景観まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならないとなっています。（要綱第8条）

キ 交付の請求及び交付

補助事業者は、市長が指定する期日までに、交付請求書を市長に提出しなければなりません。また、市長は、その請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとなっています。（要綱第9条及び第10条）

ク 実績報告

補助事業者は、当該年度の補助対象事業が完了したときは、速やかに活動実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないとなっています。（要綱第11条）

- (ア) 事業報告書
- (イ) 収支決算書

- (ウ) 補助対象経費の支払を証する書類
- (エ) その他市長が必要と認める書類

ケ 補助金の額の確定

- (ア) 市長は、活動実績報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、
交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとなっています。
(要綱第12条)

- (イ) 活動実績報告書等の審査方法

活動実績報告書等の提出があったときは、報告書に記載されている活動報告と都市計画室が把握している活動内容について相違がないか確認し、その活動による支出が補助対象経費として認めることができるものか確認しています。また、収支決算書の内訳金額と提出のあった領収書等を比較し、相違がないか確認を行い、必要があれば、申請団体に対し追加の資料等を求めています。

コ 精算

市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える部分に相当する額の補助金を返還させるものとなっています。(要綱第13条)。

サ 交付決定の取消し等

市長は、補助事業者が次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるようになっており、また、

市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとするとなっています。(要綱第 14 条)

(ア) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(イ) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(ウ) 後述のシ又はスの後段の規定に違反したとき。

(エ) その他この要綱に違反したとき。

シ 帳簿の整備等

補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後 10 年間保管しなければならないとなっています。(要綱第 15 条)

ス 報告の徴収等

市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができます。この場合において、補助事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならないとなっています。(要綱第 16 条)

セ 事務手続

時期	項目	内容	広報その他備考
4月	①公募	4月1日から5月2週目にかけて募集	市報、HP、各施設で周知
5月	②申請受付	書類審査（応募できる者及び対象事業の確認）	
	③縦覧（1週間）	1週間窓口で申請書の縦覧	
	④景観アドバイザーの助言	縦覧後、景観アドバイザー会議で当該申請の活動内容について助言を受ける。	助言内容を団体に報告
6月	⑤景観まちづくり審議会	書面審査の内容、活動内容、景観アドバイザーの助言を説明し意見を聴く（諮問）。	第1回審議会の諮問案件としてHPで議事録の公開
	⑥交付決定	審議会の答申を受けて交付先を決定	交付内容の概要をHPで公開
7月	⑦概算交付	交付決定後、各団体にその旨を通知し請求書を提出していただき、交付を行う。	審議会での意見を団体に報告
	活動支援（随時）	各団体の活動に対し支援をする。 （活動の相談、活動及び会議に出席など）適宜職員が団体の活動に参加、景観アドバイザー及び審議会での意見を団体に伝える。	第2回審議会（11月頃）で中間報告を行う。報告案件としてHPで議事録の公開
3月	⑧実績報告	活動内容、支出科目等の確認	第3回審議会では当該年度の（景観行政の報告の中で）活動報告 当該年度活動された団体に次年度以降の活動についてヒアリング
4月	⑨交付確定	交付額を確定し、交付額確定通知書を送付する。	

※都市計画室の提出資料による。

(2) 景観まちづくり審議会について

ア 委員の委嘱

審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するとなっています。

（吹田市景観まちづくり条例施行規則（平成21年3月19日規則第9号。以下「施行規則」という。）第33条）

（ア） 市民 2人以内

(イ) 学識経験者 5人以内

(ウ) 関係機関の代表者 3人以内

イ 会議

審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となり、また、審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない、さらに、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとなっています。(施行規則第35条)

ウ 平成30年度における委員

委員については、平成31年3月28日現在において、学識経験者5人、関係機関の代表者3人、公募市民2人が、任期を平成29年4月1日から平成31年3月31日までとして委嘱されています。

なお、■■大学■■■■学部教授の■■■■氏(以下「本件委員」という。)は学識経験者5人のうちの1人です。

エ 傍聴、議事録等の公表

「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、傍聴、議事録や会議資料の公表を行うこととしています。

傍聴については、「吹田市景観まちづくり審議会の傍聴に関する取扱い要領」を定めており、市報等に傍聴のお知らせを掲載することとしています。

議事録については、ホームページで公表し、会議資料については議事録と合わせて市の情報公開担当窓口にて、平成21年度の審議会設置当初から市民等の縦覧に供することとしています。

公表している議事録の内容は、平成29年度までは審議会での質疑応答の内容を中心に公表していましたが、平成30年度から、審議会の事務局である都市計画室からの説明内容についても公表することとしています。なお、議事録の中で「要点筆記」という記述はしていますが、資料確認や挨拶等の事務局の進行部分を除き、録音に基づいた議事録を作成し、公開することとしています。

オ 審議における委員除斥の考え方

審議会における景観まちづくり活動補助金の交付先選定の利害関係者の考え方は、申請団体が行う活動により、また補助金の交付を受けることにより直接的に利益を得る若しくは損害を受けるかどうかにより判断することとしています。

(3) 平成30年度吹田市景観まちづくり活動補助金募集要領（以下「募集要領」という。）について

ア 応募できる者

- (ア) 吹田市内で活動する、市民10人以上で組織される団体
- (イ) 吹田市内で、景観協定を締結しようとしている、当該土地所有者等3人以上を構成員とする団体

イ 対象事業

応募できる事業は、以下の全ての項目に該当する事業であることが必要となっています。

- (ア) 市民が主体的、かつ継続的に、吹田市内で行う活動であること。
- (イ) 今後、構成員又は事業の発展が見込まれること。

- (ウ) 他の制度による補助金等を受けていないこと。
- (エ) 営利及び宗教あるいは政治を目的としないこと。
- (オ) 景観まちづくりに関する市民の意識の向上につながる活動であること。

ウ 補助対象経費

補助対象となる経費は、申請される事業にのみに要するもので、次の経費となっています。

費 目	経費の種類
報償費	講師・専門家への謝礼等
旅費	交通費、通行料金等
需用費	チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、消耗品等
役務費	翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上げ料等
その他の経費	その他市長が認める経費

エ 提出書類

応募に必要な書類は次のとおりとなっています。

- (ア) 補助金交付申請書
- (イ) 添付書類
 - a 団体概要書
 - b 事業実施計画書
 - c 収支予算書
 - d 定款、規約、会則又はこれに準じるもの
 - e 役員名簿（実行委員会形式の場合は、実行委員名簿）
 - f 団体の当該年度予算書
 - g 団体の前年度決算書 ※注
 - h 会報、ニュースレター等団体の活動内容がわかるもの（作成している場

合のみ)

※注：応募時に提出が無理な場合は、最新のもので代用可

オ 審査方法

申請内容がこの募集要領に適合する事業であることを確認し、景観アドバイザーの助言及び審議会の意見を聴いた上で、市長が補助対象事業及び補助額(率)について決定するとなっています。

カ 事業報告

補助金交付団体には、事業が終了次第、実績報告書に關係書類(事業実績報告書、収支決算書等)を添えて提出していただくこととなっています。収支決算書には領収書の添付が必要となっています。また、事業の内容、成果について、市が行う景観まちづくりの啓発事業等に利用する場合があります。

キ その他

(ア) 不正な手段により補助金の交付を受けたときなど、補助金交付要綱の規定に反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

(イ) 補助金交付決定を受けた団体は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿、証拠書類を補助事業完了後10年間保管するものとなっています。

(4) 本件補助金について

ア 交付決定までの経過

本件団体に係る平成 30 年度の景観まちづくり活動補助金については、平成 30 年 5 月 14 日まで補助対象事業を募集し、同月 22 日に景観アドバイザー会議での助言を踏まえ、同年 6 月 5 日開催の審議会の諮問、答申を受けた後、同月 13 日付けで、本件団体からの交付申請額 100,000 円に対し、補助金 100,000 円の交付決定額が通知されています。

イ 交付決定に係る本件団体の収支予算書

収支予算書は次のとおりです。

収支予算書

収入の部

費目	金額（単位 円）	内訳
当該補助金	100,000	
寄付	100,000	
合計	200,000	

支出の部

費目	金額（単位 円）	内訳
需用費	197,000	チラシ印刷 10 円×1000 部×2 回 ポスター用紙購入 1,000 円×15 部×2 回 ワークショップ文具一式 2,000 円×2 回 景観まちづくりニュース「■■■■」印刷 20 円×1000 部×2 回 「■■■■」冊子印刷 100 円×1000 部 その他消耗品 3,000 円
役務費	3,000	保険料 50 円×30 人×2 回
合計	200,000	

ウ 概算交付

本件補助金は、団体に対する補助金であり、団体用口座へ振込でなければならぬところ、本件団体は、団体用口座を保有しておらず、窓口払いにて本件団体の代表者へ、平成 30 年 8 月 31 日に支払われています。

エ 実績報告

本件補助金に関して、平成 31 年 3 月 25 日付けの実績報告書が提出されています。実績報告書に係る収支決算書は、次のとおりです。

収支決算書

収入の部

費目	金額 (単位 円)	内訳
当該補助金	100,000	
会費	129,630	
合計	229,630	

支出の部

費目	金額 (単位 円)	内訳
報償費	20,000	■■氏謝礼 (20,000)
需用費	209,306	<■■■通りデザインコンテストチラシ印刷代>24,840 円 <第号ニュース印刷代>16,848 円 <コンテストの備品代>3,521 円 スチレンボード、養生テープ、厚紙、封筒 <コンテストの景品>■■■通りのお店の商品券 23,000 円 <模型材料>9,563 円 植栽、ジェット、スタッコ、スチノリ <第 6 号ニュース印刷代>31,320 円 <■■イルミネーションの備品代>18,232 円 スポットライト、LED 電球、透明シート <第 7 号ニュース印刷代>81,432 円
役務費	324	振り込み手数料 324 円
合計	229,630	

交付決定額	100,000 円
補助金執行金額	100,000 円
差額 (返却)	0 円

オ 収支決算書に添付されている領収書等

報償費に係るものが 1 件 20,000 円、需用費の印刷代に係るものが 1 件 154,440 円、需用費の備品代及び模型材料に係るものが 9 件で金額合計 31,316 円、需用費の景品に係るものが 9 件で金額合計 23,000 円及び役務費に係るものが 1 件 324 円の領収書等が添付されています。

さらに、印刷代に係る 154,440 円の領収書には、その明細を示すものとして ■■■通りデザインコンテストチラシ 24,840 円、■■■通り景観コンテスト投票用紙チラシ 16,848 円、■■■■チラシ マガジン vol.006 31,320 円、■■■■パンフ 81,432 円の納品書が添付されています。

なお、需用費に係る領収書の金額合計は、208,756 円であり、収支決算書の需用費の金額 209,306 円とは一致しませんが、内訳とは合致しており、都市計画室からは、収支決算書の内容の記載誤りであり、補助金額への影響はないと説明がありました。

カ 交付額確定

本件補助金については、令和元年 5 月 8 日付けで、本件団体に交付額の確定通知がされています。

実績報告内容について申請時の予算書及び領収書等と比較したところ、コンテストの景品である■■■通りのお店の商品券 23,000 円を除き適正であると都市計画室は認め、交付確定額は 100,000 円としています。

キ 本件補助対象者

本件団体は本件委員が担当する学校法人■■■大学（以下「本件大学」という。）■■■■学部■■■学科■■■■研究室に所属する学生 17 人で組織されており、任意で自主的な活動を行うため立ち上げたもので、前述の（3）ア（ア）の要件を満たす補助対象者として都市計画室は認めています。

ク 交付先選定に際しての利害関係者の考え方

審議会における交付先選定に際しての利害関係者の考え方は、前述の（2）オ

により判断しています。本件委員は本件団体の会員である学生を研究室において指導する立場にありますが、本件委員は本件団体の会員ではないことから、学生が本件補助事業を実施するにあたり、本件委員が直接的に利益を得るものではなく、本件団体と本件委員の間に団体による活動や当該補助金を通しての利害関係はないと都市計画室は当初説明していましたが、後述する(7)イ(イ)のとおり、一定の関係性を認めています。

ケ 本件団体あて本件委員の 154,440 円の領収書

154,440 円の領収書の詳細について、都市計画室が本件団体より報告を受けた内容等は次のとおりです。

活動に関する 4 種類の印刷物の印刷については、本件団体は、会員が所属する研究室の教授である本件委員へ依頼したとのことです。本件委員は所属する大学と取引のある本件企業に発注を行い、本件団体の会員が所属する研究室へ納品を依頼、本件企業への支払いについては、本件委員が支払ったものと都市計画室では認識しており、印刷費について、年度末に本件団体から本件委員へ支払いを行ったとのことです。

印刷費 154,440 円の内訳については、収支決算書の 4 種類の印刷費と、本件企業からの納品書・受領書に記載の内容と金額が一致しており、活動に関する 4 種類の印刷物の受注行為があった旨を確認しています。

なお、関係職員の事情聴取後の令和 2 年 6 月 12 日に、都市計画室から、「平成 30 年度景観まちづくり活動補助金の交付額確定時並びに事情聴取後に確認した内容について」という書面の提出があり、追加の説明がありました。その内容等の詳細については、後述の(7)に記載しています。

コ 154,440 円の領収書に係る印刷費を補助対象経費として認めた根拠

実績報告時に、要綱第 11 条に規定する補助対象経費の支払いを証する書類として提出のあった、印刷費 154,440 円の領収書により、本件団体が本件委員に当該金額の印刷費を支払ったという事実を確認し、また、収支決算書に記載されている 4 種類の印刷費の合計額と領収書の金額が一致していることを、都市計画室では確認しています。

成果品（印刷物）の使用状況については、都市計画室の職員立会等により確認しています。

以上のことから、印刷費 154,440 円は補助対象事業に適正に使用されていると都市計画室では判断しています。

サ ■■■通りデザインコンテストチラシ 24,840 円の振込

154,440 円の領収書には、■■■通りデザインコンテストチラシ 24,840 円が含まれており、当該 24,840 円については、本件団体の代表者である■■■■氏（以下「本件代表者」という。）が本件企業に平成 30 年 8 月 31 日に振り込んでいます。当該支出については、本件代表者が本件委員から現金 24,840 円を預かり、振込行為を行ったと都市計画室では報告を受けています。24,840 円についての本件代表者と本件委員の間の代金の受領書等はありませんが、実績報告書の添付資料として本件団体から提出を受けている本件代表者が本件企業に振り込みをした振込明細は、役務費の 324 円の根拠資料であり、24,840 円は 2 重に活動経費として計上されたものではないと都市計画室は考えています。

シ 補助対象事業に係る帳簿等

本件補助事業に係る帳簿については、補助金交付申請時及び実績報告時に、

本件団体に対して、帳簿を作成し、事業完了後 10 年間保管しなければならない旨を、都市計画室では説明しているとのこと。また、本件団体から実績報告書の提出があった際、口頭で、帳簿を保管している旨、都市計画室は報告を受けています。

なお、関係職員の事情聴取後の令和 2 年 6 月 12 日に、都市計画室から、「平成 30 年度景観まちづくり活動補助金の交付額確定時並びに事情聴取後に確認した内容について」という書面の提出があり、追加の説明がありました。その内容等の詳細については、後述の (7) に記載しています。

ス 都市計画室の考え方

- (ア) 本件補助金については、吹田市景観まちづくり条例（平成 20 年 12 月 26 日条例第 24 号。以下「条例」という。）をはじめ、関連する要綱等に基づき、必要となる手続を経て交付しています。
- (イ) 実績報告については、要綱第 11 条に基づき、補助対象経費の支払を証する書類を添付したものの提出を受けています。
- (ウ) 支払いを証する書類のうち、本件委員が本件団体あてに発行した領収書については、印刷業者が発行した領収書ではないものの、本件団体が本件委員に支払ったという証拠書類として、適正なもの判断しています。
- (エ) 実績報告の審査において、本件委員が確実に本件企業に支払ったというところに関しては、要綱に従って確認の義務があるという認識はありませんでしたので、都市計画室では印刷物の納品書の合計金額と一致することの確認しかしていません。
- (オ) 収支決算書の収入の部に「会費」として計上されている 129,630 円は、予算書でも寄付となっており、本来「寄付」と入力すべきところ、「会費」

とされていたもので、寄付額であると本件団体から報告を受けています。

(5) 都市計画室からの提出資料

ア 平成30年度景観まちづくり活動補助金の交付、支出等の根拠となった条例等
(当時の条例、施行規則、要綱等)

イ 平成30年度景観まちづくり活動補助金のうち、本件団体に係る交付決定から
額の確定通知までの一連の起案文書等

(6) 本件企業に係る関係人調査について

本件監査請求に関する印刷物を納品したとされる本件企業に対して、当該納品
に係る代金の受領等に関する調査を実施したところ、結果は次のとおりであり、
当該納品に係る本件企業への振込名義人は1件が本件代表者、3件が本件大学で
あったことが確認されました。

納品書等に記載されている内容					本件企業の回答		
No.	日付	納品書宛先	品名	合計(消費税を含む)	左記の納品書に係る代金の金融機関口座への振込名義人	入金日	領収書の発行の有無
30079	平成30年7月26日	学校法人■■■大学■■■■ ■■■■学部■■■■ ■■■■研究室 ■■ ■■■■研究室	■■■■通り デザインコンテストチラシ	24,840円	■■■■■■■ ■	平成30年8月31日	無
30129	平成30年9月27日	学校法人■■■大学■■■■ ■■■■学部■■■学 科■■■■■■■■■■研 究室 ■■■■先生	■■■■通り 景観コンテスト投票用紙チラシ	16,848円	■■■■■■■ ■■■■■■■ ■■■	平成30年11月15日	無
30153	平成30年12月7日	学校法人■■■大学■■■■ ■■■■学部■■■学 科■■■■■■■■■■研 究室	■■■■■■チ ラシマガジン vol.006	31,320円	■■■■■■■ ■■■■■■■ ■■■	平成31年1月18日	無

30260	平成 31年 3月 22日	学校法人■■■大學■■ ■■■■学部■■■■ ■■■■研究室	■■■■パ ンフ	81,432円	■■■■■ ■■■■■ ■■■	平成 31年 4月 15日	無
-------	------------------------	--------------------------------------	-------------	---------	-----------------------	------------------------	---

(7) 関係職員の事情聴取後の令和2年6月12日に、都市計画室から提出があった書面等の内容について

ア 事情聴取の中で依頼した以下の資料が提出されました。

(ア) 補助対象事業に関する帳簿（収入については、収支決算書による）

(イ) ■■■■（株）への入金（支払い）が分かる記録

(ウ) A3カラー観音折印刷物についての見積書（■■■■■■■■（株））

(エ) 平成30年度景観まちづくり活動補助金の交付額確定時並びに事情聴取後に確認した内容について

イ 上記ア（エ）「平成30年度景観まちづくり活動補助金の交付額確定時並びに事情聴取後に確認した内容について」の記載内容

(ア) 交付額確定時

要綱第11条に規定する実績報告書の提出を受け、その添付書類及び募集要領15に規定する関係書類について、要綱第12条の規定によりその内容を審査しました。事業報告の内容が、事業実施計画書と合致しており、収支決算書及び関係書類を確認し、交付すべき補助金の額を確定いたしました。

その際、印刷費に関する領収書も添付されており、納品書の内訳と金額、その成果品とも合致していたため、本件企業が発行した領収書まで必要という認識はありませんでした。

(イ) 事情聴取後に確認した内容

収入における「寄付」については、本件団体の活動を知った本件委員が印刷代相当を本件大学の実験実習材料費で負担することとし、印刷物を本件大学が

発注、支払いを行い、その印刷物について本件団体へ寄付することについて、本件委員と本件団体とはお互いに同意していたとのこと。本件団体は、本件委員が担当する本件大学■■■■■■研究室に所属する学生が、任意で自主的な活動を行うために立ち上げたものです。なお、実験実習材料費は研究室の学生への還元を目的とした予算であり、その使用に際しては、一定金額の範囲内において、教授である本件委員に一任されているとのこと。当該印刷物は地域へ配布され、学生の活動を地域へPRすることになり、その目的にも合致しているため、消耗品として使用されたとのこと。ただし、印刷代24,840円については、本件委員が個人で負担していましたが（振り込み行為は本件代表者）、のちに本件団体は本件委員へ当該印刷代金を支払ったとのこと。なお、実績報告には領収書が必要であったため、寄付分に対する相当額及び現金支払い分の印刷費について、合算したものを領収書として発行したとのことでした。

また、本件団体から提出を受けた帳簿は、支出金額に誤りがあり、また、収入に関する記載が明らかにされておらず、要綱第15条に規定する内容を満たしていません。同第14条では、この要綱に違反したときは補助金の交付決定を取り消すことができるとなっておりますが、当該補助対象事業に関する支出が明らかであること、また収入については本件大学からの寄付及び本市からの補助金のみであることが聞き取りにより判明したため、本件団体に対してこれらの内容が帳簿で明らかになるよう是正を求めているところです。併せて収支決算書についても、記載内容に誤りがあった部分を修正したものを提出していただきます。

補助対象事業について、要綱第4条に「市、大阪府その他の公共団体又は公共的団体の補助金等の交付を受けている活動又は受ける見込みのある活動を除く」との規定がありますが、本件団体の活動に対して、本件大学が印刷代を寄付したことについてはこれに該当しないと考えています。

しかしながら、これらの経過を確認する中で、本件団体の活動は任意のもの

であり、研究室における大学の活動とは一線を画するものの、本件団体に所属する学生と本件委員の間には印刷費に関するやり取りなどにおいて、利害関係があるとはいえないまでも一定の関係性が認められました。このことから、補助金の交付決定に至るまでの過程において、様々な観点から公正で透明性のある審査を行うため、景観まちづくり審議会における委員の除斥の取扱い等について、考え方の整理を行ってまいります。

2 判 断

請求人は、本件団体に対する景観まちづくり活動補助金が、違法又は不当な財務会計行為により交付されたものであり、当該補助金相当額を市に返還するよう本件団体に対し求めなければならないことを、市長に勧告するよう求めています。

景観まちづくり活動補助金については、要綱に基づき、予算の範囲内で、景観まちづくり活動に必要な経費の一部を補助することにより、景観まちづくりに寄与する活動を積極的に支援するとともに、市民主体の景観まちづくり活動のさらなる活性化を図ることを目的としています。

本件の監査に当たっては、本件団体に対し補助金の交付決定をしたこと、また確定した補助金の交付額が要綱に反したものであり、違法又は不当なものか、その結果、市に損害を与えているかについて、本件団体、本件委員及び本件企業との間における、補助対象経費に関する印刷物等の納品書や領収書等の合理的な関連性を確認したうえで判断しました。

なお、請求人が主張の中で、本件審議会において、公正で透明な審議がなされたと見なされないため審議は無効であるとしている点については、補助金の交付を取り消すべきとの主張に関連したものであるものの、審議会の運営に関することであり、利害関係があるとしている本件委員が除斥されていなかったこと以外には無効とすべき特段の理由は示されていないことから、住民監査請求の対象となる財務会計行為に

該当しないと判断したため、最終的に監査の対象から外しています。

(1) 本件団体を補助金対象団体として補助金を交付したことについて

請求人は、本件団体が、施行規則第4条第2項第5号に規定する「会計に関する事項」の規約を定めていないため補助金対象団体に該当せず、補助金申請を不当な理由で許可しているため、当該補助金を取り消すよう主張しています。

景観まちづくり活動補助金は、条例第14条第3項、第15条第1項及び第2項並びに第16条第1項の規定に基づき、景観まちづくりに寄与する活動を行う者に対して交付するもので、交付に関しての必要事項は要綱に定められています。

そして、要綱に規定する補助対象者については、前述の第5 1 (1) アのとおり、(ア) 景観まちづくり活動団体及び(イ) 景観重要建造物、景観重要樹木又は重点地区内の建築物等の所有者等並びに(ア) 及び(イ) を除く、法人その他の団体となっています。また、要綱に基づき、毎年予算の範囲内で、募集要領で応募できる者を定めています。

この点について、都市計画室は請求人に対し、当該補助金要領は、条例第14条第1項に規定する「景観まちづくり活動団体」に向けた補助金の要領ではなく、要綱に示す第3条(3)の「法人その他の団体を補助対象者とするもの」であると、公文書部分公開決定通知の中で回答しています。

施行規則によると、要綱に規定する補助対象者の(ア) 景観まちづくり活動団体については、「その活動団体の認定を受けようとするときに、会計に関する事項を定めた規約を市長に提出しなければならない」となっていますが、そのほかの補助対象者についてはその規約の提出を定めているものではないことから、募集要領に基づいて補助金を申請した本件団体が、会計に関する事項に関する規約を定めていないことをもって、市が補助金申請を許可したことを不当とする請求

人の主張に理由はありません。

なお、このことについて、請求人は法人その他の団体であれば会計規則は必要でないとの都市計画室の判断が不合理であり、会計規則のない本件団体に対する補助金の交付は取り消すべきとも主張していますが、要綱に規定の（ア）景観まちづくり活動団体は条例により認定を必要とされている点で、法人その他の団体とは会計規則が必要とされるなど取扱いが異なっても別段不自然ではなく、不合理であるか否かは、単に請求人の主観的見解を述べたものに過ぎないことから、違法性等を具体的に摘示しているものとは認められません。

(2) 本件補助対象事業の印刷物に係る領収書について

請求人は、本件団体は、要綱第 11 条第 1 項第 3 号に規定の「補助対象経費の支払を証する書類」を提出できていないため、補助金交付額確定通知書は無効である、具体的には、■■■通りデザインコンテストチラシ印刷代の 24,840 円については、本件代表者が本件企業に振り込んだ銀行控えがあるが、それ以外の 129,600 円について、本件企業に支払った証票がないため、要綱第 14 条第 1 項第 1 号の偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたときに該当するため、当該補助金を取り消すよう主張しています。

まず、補助金交付額確定において、印刷物に関しての支払いを証する書類としては、本件委員が印刷代として本件団体の本件代表者から 154,440 円を受領したことを示す平成 31 年（2019 年）3 月 31 日付けの領収書が本件団体から提出されており、当該領収書とあわせて、本件企業が本件大学あてに発行した納品書が 4 枚添付されています。納品書の各々の金額は消費税額を含み、24,840 円、16,848 円、31,320 円、81,432 円であり、これらの合計は 154,440 円となっており、領収書の金額とは一致しています。

なお、当該納品書のうち 24,840 円については、本件代表者が本件企業に振込を行った金融機関のキャッシュサービス利用明細が提出されており、その利用明細書は、当該振込に係る手数料 324 円の支払いを証する書類として提出されたものであると都市計画室はしています。

また、都市計画室は、本件代表者が本件企業に振込を行った現金 24,840 円について、本件代表者が本件委員から預かったものと本件団体から報告を受けており、残りの 3 件合計 129,600 円を含め、本件企業へは本件委員が支払ったものと当初は認識していたとのことです。

しかし、事情聴取後に本件団体等に確認した事項について、令和 2 年 6 月 12 日に都市計画室から報告があり、それまでと異なる説明となりました。

それによると、本件団体の活動を知った本件委員が印刷代相当額を本件大学の実験実習材料費で負担することとし、本件大学が発注、支払いを行い、その印刷物について本件団体へ寄付したとのことになりました。また、印刷代 24,840 円については、本件委員が個人負担し、振込手続のみ本件代表者が行ったもので、後に本件団体から本件委員に当該印刷代金が支払われたとの説明となりました。

また、これら 4 件の印刷代金については、本件企業に係る関係人調査においても、24,840 円については本件代表者が本件企業の口座に振込み、3 件の合計 129,600 円については本件大学が本件企業の口座に振り込んでいることが確認できています。

ア 本件領収書に係る 4 件の印刷物（以下「本件印刷物」という。）について

本件領収書に係る印刷物は、本件団体の収支決算書に、次のとおり示されています。

(ア) ■■■通りデザインコンテストチラシ（以下「本件印刷物①」という。）印

刷代 24,840 円

(イ) 第5号ニュース (以下「本件印刷物②」という。) 印刷代 16,848 円

※ (都市計画室の説明により「第5号」としています。)

(ウ) 第6号ニュース (以下「本件印刷物③」という。) 印刷代 31,320 円

(エ) 第7号ニュース (以下「本件印刷物④」という。) 印刷代 81,432 円

以上の本件印刷物については、都市計画室の説明等によると、本件委員が発注していますが、本件印刷物①については、本件代表者が本件委員から現金を預かり本件企業へ振り込んだとされており、同②、同③及び同④については、本件大学が本件企業へ振り込んでいます。また本件印刷物は本件大学の研究室に納品され、本件補助事業に使用されたとのことですが、同①については本件委員が個人負担したが、本件団体から本件委員に後に当該金額が支払われたため、寄付には当たらず、同②、同③及び同④については寄付として、印刷代相当額が本件団体の収支決算書に収入として示されています。

イ 本件印刷物②、同③及び同④を本件大学からの寄付としていることについて

都市計画室の説明によれば、本件大学は本件団体に本件印刷物②、同③及び同④を寄付したとのことですが、本件大学から本件団体への寄付の申出書類や本件団体が本件大学から寄付受領した書類は確認されておらず、寄付の実態は、客観的な書類により、確認することができていません。そのため、本件大学が本件団体に本件印刷物②、同③及び同④を寄付したとのことについては、以下「本件寄付」とします。

ウ 本件印刷物②、同③及び同④について

本件印刷物②、同③及び同④について、本件委員が発注、支払いを行い本件

の挨拶文や「活動概要」としての「■■■まちづくり活動目的」には、「私たちは■■大学■■■■■■研究室です」との記載が確認できます。したがって、本件団体の活動が本件大学の研究室における活動とは一線を画した学生の自主的なものであるとの都市計画室の説明からも、本件大学研究室の発行物と言わざるを得ない同④は、本件団体の発行物と認めることはできません。

次に、本件印刷物②及び同③に係る印刷代金については、本件大学が本件企業に振込みを行っていたことが確認されています。

このことについては、本件大学の学生への還元を目的とした当該研究室予算である実験実習材料費の使用に際して、一定金額の範囲内において一任されている本件委員の判断により、本件団体の活動に係る印刷代相当を本件寄付として実験実習材料費で負担したとの報告、説明がなされています。

(ウ) 本件印刷物②及び同③に係る寄付収入について

本件印刷物②及び同③は、その代金を本件大学が支払い、当該印刷物に係る印刷代相当額が、本件補助事業に係る収支決算書において、寄付として収入に示されています。

要綱第6条の規定において、「補助金の額は、補助対象経費の総額から補助対象事業に係る収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内」とされていることから、本件補助事業において現に使用されている本件印刷物②及び同③の代金相当額としての寄付収入については、補助対象経費の総額から控除し、2分の1を乗じて得た額の範囲内で補助金の額を確定すべきものと考えます。

しかしながら、都市計画室においては、収入における寄付は控除するものとの認識は持っておらず、また募集要領の様式第1号別紙3に収支予算書

の記入例が示されていますが、その例においても、支出の部の合計が164,760円に対し、収入の部の合計が164,760円であり、収入の費目ごとの金額が、当該補助金82,000円、会費からの繰入金2,760円、寄付80,000円となっており、当該補助金の額を支出の合計の約2分の1の額として示していることから、補助金の額の算定において、寄付を補助対象事業に係る収入として補助対象経費の総額から控除すべきことが読み取れないものとなっています。

エ 補助金の額についての判断

以上によれば、本件印刷物の支払を証する書類として、実績報告に必要として発行された154,440円の領収書は、実際の金銭の流れを分かりにくくし、実績報告の確認をも困難にってしまったことなどから、不適切と言わざるを得ません。さらに、寄付が会費と誤記されていたこと、収入に関する帳簿が存在していないことなども、本件団体の経理内容を極めて複雑かつ不透明なものとしていたことは否めません。

本件印刷物の支払いを証する書類としては、本件委員の154,440円の領収書は、本件印刷物①、同②、同③及び同④が対象とされており、本件代表者の本件企業への振込明細書は、同①が対象となることが確認されています。同①に係る支払いを証する書類については、当該領収書及び振込明細書の2種類があります。一方、収支決算書においては、同①、同②、同③及び同④の4件の経費がそれぞれ計上されています。これらのことから、本件委員の154,440円の領収書の発行には不可解な点が見受けられるものの、収支決算書に計上されている印刷物の経費が4件となっていることから、本件委員の154,440円の領収書が経費を2重計上するなどの不当な目的を意図して発行されたとは認められません。したがって、請求人の主張するところの不正な手段により補助金の交

る経費 124,648 円を差引いた額 14,480 円が、補助事業者が自己負担する額として算出されます。

要綱においては、補助対象事業に係る収入を控除するとなっており、また補助金の額は当該控除した額の 2 分の 1 の範囲内となっていることから、補助事業に係る経費については、その 2 分の 1 以下が補助金であり、残り 2 分の 1 以上が補助事業者の自己負担するべきものと考えます。

しかしながら、本件大学からの印刷物の寄付相当額を補助対象事業に係る収入として控除していない場合の補助金の額 62,000 円に対し、本件団体の自己負担する額は 14,480 円となることから、前述のとおり負担額となっているとは言えません。本件大学から直接補助事業に使用するため現物の寄付を受けたとする印刷物については、当該事業全体の内容を見る上では、その相当額を寄付として収入に計上することは許容するものですが、補助金額の算定においては、寄付を補助対象経費の総額から差引き、要綱の規定に合致させるべきものと考えます。

そのことは、本件団体の活動に係る印刷物として認めることができないとした本件印刷物④の代金 81,432 円を補助対象経費に算入した状態で検証すると、交付額確定時において補助対象外経費とされた景品代 23,000 円は、本来本件補助事業の収支決算書から除かれるべきものであり、計算誤りによる 550 円を減じた後の支出の合計 229,080 円から当該 23,000 円を除くと 206,080 円となります。それに対して、収入は本件補助金 100,000 円と本件大学からの現物寄付相当額の 129,600 円の合計 229,600 円であり、支出の合計 206,080 円を差引くと、23,520 円となり、本件団体は結果的には補助対象外経費 23,000 円を補助金で賄っていることとなることから、公金の使用としては、不適切であることが言えます。よって、直接補助事業に使用するための寄付については、補助金額の

算定において控除すべき収入であると言えますが、都市計画室は、その認識にたった本件要綱の運用をしていません。

本件補助金については、本件印刷物④の代金 81,432 円、景品代 23,000 円及び計算誤り 550 円を差引いた支出の合計額 124,648 円が補助対象経費の総額となり、本件大学から寄付を受けたとする印刷物の代金に相当する 48,168 円を補助対象事業に係る収入の額として控除して得た額 76,480 円に 2 分の 1 を乗じ、千円未満を切り捨てた額の 38,000 円が当該補助事業に係る補助金の確定額となります。その結果、補助事業者の自己負担の額が 38,480 円となることから、要綱に規定されている「2 分の 1 を乗じて得た額の範囲内」に合致することとなります。

よって、既交付の補助金 100,000 円は、当該確定額を 62,000 円超えていることから、その 62,000 円は、返還されるべき金額となるものです。

しかしながら、本件補助金については、募集要領の補助金額の算定において、寄付があった場合の控除を想定した記載が示されておらず、また、補助金交付申請書の記入例として示された様式第 1 号の別紙 3 の収支予算書においても、寄付を控除して補助金の額を算出すべきことが示されていない様式例となっています。

本件においても、補助金の申請を行おうとする団体が、募集要領や収支予算書の記入例に基づき応募し、補助事業として決定され実施しており、これらのことを勘案すると、本件補助金については、補助事業終了後の実績報告時点において、寄付に相当する額を控除すべき収入であるとして算出した補助金確定額との差額を、本件団体に対し返還請求することについては困難であると考えます。

(3) 本件印刷物④の印刷代 81,432 円について

請求人は、平成 30 年度の本件団体収支決算書にある、本件印刷物④の印刷代 81,432 円が他の印刷代に比べて異常に高額であると主張していますが、前述の(2)ウ(イ)のとおり、そもそも本件団体の活動に係る印刷物として認めることができず、本件補助対象事業に係る経費に算入することはできないことから、請求人の主張する金額の不当性については、本件監査において判断するまでもありません。

(4) 本件補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿について

請求人は、本件団体は要綱第 15 条に規定している補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を保管していないため、補助金を取消せよと主張しています。

このことについて、都市計画室に確認したところ、本件補助事業に係る帳簿については、補助金交付申請時及び実績報告時に、本件団体に対して、帳簿を作成し、事業完了後 10 年間保管しなければならない旨を説明しており、また、本件団体より実績報告書提出があった際に、口頭ではあるが帳簿を保管している旨の報告を本件団体から受けているとのことでしたが、本件監査請求が出された後も、都市計画室は当該帳簿の確認をしていませんでした。

実績報告に係る領収書等では、本件補助対象事業に係る収入及び支出が明らかになっているとは言い難く、そのため、令和 2 年 6 月 2 日の事情聴取において、当該帳簿の徴取を求めたところ、同月 12 日に、当該帳簿と称するもの（以下「本件帳簿」という。）の提出がありました。

提出された本件帳簿を確認すると、日程として日付、科目として印刷代等、購入した品名、購入（支払）先、金額、手数料、合計が記載されている表となって

おり、その表の欄外には、支払いを行った者の記載と推察し得る、■■■、■■
等の名前の記載があり、支出の内容については一定確認できるものの、要綱第 15
条で求められている、収入を明らかにした記載は確認できず、出納の状況が示さ
れているものとは言えません。

また、実績報告における収支決算書では、支出の部の需用費の金額 209,306 円
に対し、内訳欄の金額を合計した額は 208,756 円となっており、550 円の違いがあ
りましたが、提出された本件帳簿により、イルミネーション材料について金額は
206 円であるところ、合計の記載では 756 円と誤って入力されていたことが確認で
きたことから、需用費の金額 209,306 円は 208,756 円の記載誤りであることが判
明しました。

以上のことから、本件帳簿については記載内容に様々な不備があり帳簿として
認められるものではなく、都市計画室における事務処理においても不十分な点は
あるものの、収支状況については一定把握できていることから、そのことをもっ
て本件補助金を取り消すべき事由に当たるものとは言いきれません。

(5) 小 括

以上の検討の結果は、次のとおりです。

ア 本件団体に対し、補助金交付決定をしたことは、要綱に反する違法又は不当な
ものであるとは言えません。

イ 本件印刷物のうち、本件印刷物②、同③及び同④の計 129,600 円に係る支払を
証する書類として、本件委員が発行した本件団体あての 154,440 円の領収書を採
用することはできません。なお、同④については、本件団体の発行物としても、
補助対象経費としても認められません。そして、同②及び同③については、補助

対象経費としては認められるものの、当該費用相当額が寄付として収入処理されていることから、本来ならば、要綱の規定に基づき、その額を補助対象経費の総額から控除し、2分の1を乗じて得た額の範囲内で補助金の確定額とすべきと考えますが、本件補助金の募集要領における様式第1号別紙3の収支予算書記入例によると、寄付を控除して補助金の額を算出することが示されていないことから、本件補助金については、当該寄付収入を控除して、補助金の額を確定し、返還を求めることは、困難であると言わざるを得ません。

よって、補助対象経費の総額は、平成31年3月25日の収支決算書支出の部の合計の229,630円から補助対象外経費の23,000円及び補助対象経費として認められない本件印刷物④の印刷代金81,432円を差引き、さらに、前述の(4)のとおり550円が減額されることから124,648円となり、その金額に2分の1を乗じて得た額の千円未満を切り捨てると、補助金の確定額は62,000円となります。

したがって、既交付の当該補助金100,000円と、要綱に合致した交付確定額62,000円との差額38,000円は、期限を定めて本件団体に返還させる必要があります。

ウ 本件印刷物④の印刷代81,432円については、前述のイのとおり、本件団体の発行物ということはできず、当該印刷物について補助対象経費として認められません。

エ 本件補助対象事業に係る帳簿については、収入に関する記載がないなどの不備が見受けられ、本件団体が適正な帳簿を備え、保管していたとは認められませんが、そのことのみをもって、直ちに本件補助金を取り消すべきとまでは判断できません。

3 結 論

以上の点を勘案し、本件監査請求のうち、平成 30 年度分に係るものの一部については、法第 242 条第 5 項の規定により市長に対して次のとおり勧告し、その余の平成 30 年度分に関する請求については棄却し、その余の請求については却下します。

第 6 勸 告

市長に対し、令和 2 年 9 月 4 日までに、本件団体に交付した平成 30 年度の景観まちづくり活動補助金のうち、本件団体の経費と判断できない印刷代金 81,432 円を補助対象経費から除外し補助金の交付額を確定した結果、既に交付した補助金の額 100,000 円が当該補助金確定額 62,000 円を超える 38,000 円については、期限を定めて、本件団体に返還を命じるよう勧告します。

なお、勧告に基づき講じた措置は法第 242 条第 9 項の規定により、当職に通知してください。

第 7 意 見

本件監査において、本件補助金に係る収支等については様々な証拠書類により確認しましたが、学生により成り立っている補助事業者、その学生を指導する立場の教授であり補助金の交付先を選定する審議会委員、補助対象経費に係る印刷物の納入業者らとの間で、補助金がどのように使用されたのかが極めて分かりづらい状況となっていました。また、要綱に規定されている帳簿に不備があったこと、実際の金銭の流れを反映していない領収書の存在も、実績内容の把握をより困難なものとしていました。

都市計画室においては、本件団体に対して、本件補助事業に関する随時の活動支援を実施していたとのことですが、事務処理についての指導、確認については極めて

不十分なものであったと思われます。

さらに、都市計画室については、補助金交付額確定時において、収支決算書の「寄付」と「会費」の記入誤りや計算誤りの見落とし、前年度の日付で提出されている補助金交付申請書が添付された起案書が複数保管されていたこと、金銭の流れが十分把握できていなかったことなどが本件監査で明らかになっていることから、事務が杜撰であったと言わざるを得ず、誠に遺憾です。

本件団体において地域の景観活動に尽力されていることについては敬意を表すものですが、これらの活動のための補助金は公金であることから、明瞭かつ適切な経理処理が求められます。また、関係部局においては、不適切な事務処理が、市政に対する信頼を失墜させる要因になり得ることを十分に認識すべきです。

今後は、内部統制体制を強化して、事務手続上のチェックがより実効的なものとなるよう改善を図るとともに、市民に対しても説明責任を十分に果たせるよう厳正な事務執行に努めてください。

なお、監査の中で示したとおり、本件要綱の運用において、本件寄付を補助対象事業に係る収入として補助対象経費の総額から控除して補助金の額を確定しなかったことから、補助対象外経費に補助金が充当されてしまうという結果を生じさせていたことは誠に遺憾と言わざるを得ません。当初要綱を策定した時点では、本件のような事態を想定していなかったものと推量しますが、今後は、このような不適切な公金の支出を繰り返さないためにも、事業における補助金と団体の自己負担の実質的な割合等を考察し、補助対象事業に係る寄付を補助対象経費の総額から控除することを明確に示せるよう募集要領等の見直しを行うなど、本件補助金の適正なあり方を再度検証することにより、市民に疑念を持たれない適切な補助事業の執行を図られるよう強く要望します。